

学校種別間の交流をはかり移動範囲の拡大等を実施するという観点に立って適正、円滑な交流の行われるよう地教委に対しあつ旋助言した。

人事交流についてかえりみると、  
1 都市と農村の交流は昨年比し大巾な実現を見たが、なお不十分と思われる。

2 永年勤続者の交流についても相当の成果を見られたが特に都市においては同一地教委内での交流が多かったようであり、今後の反省の事項と思われる。

3 異動希望地は都市に集中している傾向にある。  
4 他管内との交流も相当行われたが、その手続方法等に研究の余地が残されている。

5 校長の交流を除いては、まだ希望人事に近いものである。この点刷新人事の立場を強調する必要があると考えられる。

6 僻地教育振興の立場から山間僻地の学校の人事交流が相当実現をみたのは喜ばしい。しかし中堅教員の僻地校希望者が少ないのは淋しいことである。

### 昭和三十年度末人事に関する方針

地方教育委員会は、つとめて県教委のあつ旋助言と県市町村教育委員会連絡協議会の連絡調整を尊重し、県下全域の教育向上を期し、左記方針に基き年度末人事

事を行うものとする。

#### 一、一般方針

1 教育の機会均等の理念に立脚して、教職員組織の適正化を図る。

2 県下全域にわたって、教育の能率向上と刷新充実を図る。

3 新採用及び交流については、個人の希望、生活事情等も考慮するが、教育効果第一の立場をとる。

4 教職員組織における学校差並びに地域差をなくすることにとめる。

5 教職員組織の均衡、充実を期するために学校種別間の交流も行う。

6 同一地内に併置する小、中学校の校長は、学校の規模及び地域の実情に応じて兼務とすることが出来る。

7 教員養成機関新卒生配当の適正を期する。

#### 二、校長の交流人事について

1 校長職の重要性を特に考慮し、適材適所の配置を期する。

2 学校種別間の交流を図り、移動範囲を拡大する。

#### 三、教員の交流人事について

1 上席教員の交流については、特に考慮する。

2 中学校の教職員組織には免許教科の均衡を図る。

3 二親等以内の者の同一校勤務は原則として避ける。

#### 四、新採用については

1 校長については、資格・人物・実務・健康・家庭環境等について厳密

に選考し、有能者を抜てきする。  
2 教員については厳選主義をとり適格者をうるようにする。

3 他の都道府県に現職中のものを採用する場合は、前二項に準ずる。

4 事務職員については第一項及び第二項に準じ、専門的な教養を持つ者を得ることにとめる。

#### 五、昇任について

昇任については、免許状の取得状況及び勤務実績を考慮し、別に定める基準により選考する。

#### 六、降任及び退職について

降任及び退職については、勤務実績及び健康状況並びに生活事情等を考慮して、別に定める基準に基き慎重に選考する。

#### 人事事務申合せ事項

- 一、人事事務の手続きについて
  - 1 校長・教員及び事務職員の採用、昇任、降任、休職、復職、退職並びに分限、懲戒等の事案については、年間を通じて、あらかじめ県教委と協議して定める。
  - 2 教職員の人事については、所管する学校の校長の意見を聞いて、県教委のあつ旋助言により地教委が決定する。
  - 3 校長の人事については、県教委のあつ旋助言により地教委が決定する。
  - 4 前二項の場合において、県市町村教育委員会連絡協議会は、必要な連絡調整を行う。
  - 5 教員養成学部卒業生の配置については、県内教職員組織を勘案し、県教委があつ旋する。

